

(別紙2)

## 世界法学会 2022 年研究大会・年次テーマについて

2021 年 8 月 7 日

※本文書は、世界法学会企画委員会の議論を踏まえて、企画主任（小畑郁）の責任でまとめたものです。

### 1. 年次テーマ

「国際『紛争』の非合理性に直面する世界法構想：国際連合の機能を中心に」

The World Law Challenged by Irrationality of International Conflicts: With Special Reference to Functioning of the United Nations System (仮)

### 2. 趣旨

ここで、「紛争」というのは **conflicts** の訳である。国際「紛争」は、極めて頻繁に非合理的な性格を有する。つまり、合理的な議論のみによっては、解決できないような構造的対立状況が「紛争」という形で露呈している。したがって、紛争 **disputes** であるかどうかですら争われ、争点がどこにあるか、また、諸争点の間関係をどう理解するのか、ということについての当事者の意見を収斂させることができない状態が、解消する展望がないまま継続していることがある。さらに厄介なことは、こうした非合理的状態は、一方当事者の立場からは、見えにくいことである。一方当事者は、しばしば、自らが共通言語と信じるものの語彙と文法で、「紛争」を理解しようとするからである。

冷戦崩壊後の世界では、イデオロギーの終焉が語られ、また、経済のグローバル化の進展を基礎に、諸国に共通の利益があるという言説が支配的になっている。しかし、南北対立は解消されたわけではなく、また、メガ・コンペティションといわれる経済的競争は厳しさを増している。そうした背景の下、諸国家間で激化するようにもみえる「紛争」は、それぞれの経済的地位（そしてそれを支える政治的地位）の上昇ないし確保についての「闘争」という意味合いをもたされることもある。その場合には、「紛争」の非合理性は、相手の論理を理解しようと努力すること自体を拒否するという意味で、その極点に達する。こうして、国家間「紛争」は、武力衝突や核戦争の危機すら引き起こす。

このような非合理性を帯びた「紛争」を前にして、法には、どのような機能が期待されるのであろうか。ごく大雑把にいて、実体的正義が果たしうる役割は、限定的かもしれない。他方、手続的正義には、まだ十分に動員されていない可能性があるのかもしれない。その意味では、具体的な「紛争」を取り上げて、それを関係国・関係アクターがどのような解決「方式」やその「方式」の具体的あり方を主張してきたのかを分析することは、な

お、有用と考えられる。これに関連して留意すべきと思われるのは、世界法構想の萌芽的表現とも解される国際連合憲章が、武力行使禁止原則と並んで紛争の平和的解決原則を重視し、さらには「世界平和の強化」という概念にも言及していることである。

それとも関係するが、現在の国際社会では、このように平和を目的として掲げ、ほぼ普遍的な国際組織として、国際連合が確立している。この機構は、大国中心の安全保障理事会とともに中小国中心の総会を備え、また国際司法裁判所をその「主要な司法機関」と位置づけている。国際連合の制度や手続は、成熟した国内法上の紛争解決原理・手続と比較すると、未熟で粗野なものともみられるが、それでも、その成功・失敗から教訓を導き出しうるさまざまな経験を積み重ねてきた。

「世界秩序の危機と再生」という3年間の中期企画コンセプトの2年目の本研究大会では、国際「紛争」がしばしば帯びる非合理性を意識しつつ、それでも法ないし正義や国際連合に期待しうる役割はどのようなものか、ということ、関連するいくつかの報告とそれらに関する議論を契機にして考えたい。

(以上)